

## 乳幼児等医療費助成制度について

乳幼児等医療費助成制度とは、6歳就学前の乳幼児の入院、通院にかかる医療費及び小学生と中学生の入院にかかる医療費（保険適用分のみ）を助成する制度です。医療機関等に受診の際は、健康保険証とあわせて、受給者証を提示してください。

### 助成内容

6歳就学前の乳幼児は、医療費の自己負担分（2割相当分）を、小学生と中学生については、入院にかかる医療費（3割相当分）のみ全額助成します。

なお、入院時の食事代など保険外診療に係るものは助成対象となりません。

### 助成の方法

#### ◎6歳就学前の乳幼児

十勝管内で受診された場合は、受給者証を提示することにより医療機関等で処理されます。

十勝管外で受診された場合、または受給者証を忘れたときは、医療費の2割相当分を一度お支払いいただき、後日速やかに領収証、印鑑及び健康保険証（口座振込による払い戻しのときは通帳）を持参して申請をしてください。

#### ◎小学生と中学生の入院

医療機関に入院の医療費をお支払いのあと、領収証、印鑑、通帳をご持参のうえ助成申請をしてください。

### 入院するときは

入院することが決まったときは、あらかじめ加入している健康保険から「限度額適用認定証」の交付を受けることにより、医療機関等への支払いが軽減されることがあります。

また、市町村民税非課税世帯については入院時の食事代が減額されます。

なお、限度額適用認定証の交付を受けずに医療費が高額医療に該当したときは、健康保険に対して高額療養費の支給を受けるため、後日申請書を送付させていただきます。

### 届出が必要なとき

受給者証の交付後に健康保険証が変わったとき、転居により住所が変わったときは、速やかに届出をしてください。なお、届出には印鑑、受給者証、健康保険証が必要です。

また、受給者証の紛失、破損等の時は再交付しますので、身分を証明できるものを持参して再交付の申請をしてください。

申請及び届出は、役場または御影支所をお願いします。

不明な点などについては、町民生活課国保係（62-1151）までお問い合わせください。